

番号	ご意見の要旨	市の考え方	頁	修正
1	計画に書かれている方針を具体化する行動を提起していきたい。	全ての市民の人権が尊重される人間尊重のまちづくりには、市民・事業所等のご理解とご協力が必要不可欠です。よりよいまちづくりのため、多様なご意見を賜りますようご協力お願いいたします。	全体	無
2	市民や職員に対する人権教育についての言及は多いけれども、学校や行政による人権侵害が起こらないよう戒める記述が見当たらないので、入れてほしい。 教育や行政による人権侵害が起こらないよう努め、起こった場合には第三者委員会が対応するとの記述を入れてほしい。	P.34の具体的施策③「職員・教職員・福祉関係者の育成」において、職員や教職員による人権侵害が起こらないよう研修を実施する旨記載します。教育や行政による人権侵害が生じた際は、まず教育委員会及び市の人事担当課による調査が行われるところであり、適切な対応を行ってまいります。	全体	有
3	個人情報保護の観点から、市民の個人情報を自衛隊に提供することを中止してほしい。	自衛官等募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条に「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定められており、この法令を根拠に毎年防衛大臣から各市町村に対して、募集対象者情報の提出について依頼があります。 摂津市個人情報保護条例第9条第1項第2号では、個人情報の提供を制限していますが、法令に定めがあるときには提供することができる旨を規定しており、本件については法令(自衛隊法施行令第120条)に基づき提供するものです。 個人情報保護の観点から、市が自衛隊へ提供する募集対象者情報については、市と自衛隊大阪地方協力本部との間で個人情報の適正な管理を確保するための覚書を締結しております。 また、自衛隊に自己の個人情報の提供を望まない方への配慮として、情報を提供してほしくない方については、ご本人又は保護者様等から除外申請の手続きをしていただくことにより自衛隊へ提供する名簿から除外していることから、全面的な中止は検討しておらず現行のままとします。	全体	無
4	表によくまとめられていて見やすかった。	読み手にとってわかりやすい計画書となるよう、今後も表現を工夫してまいります。	全体	無
5	ふだんあまり意識しない人権課題についても知ることができた。	人権問題は多種多様であり、時代ごとに新たな人権課題も生じていることから、様々な人権問題について広く知っていただけるよう、啓発活動を実施してまいります。	全体	無
6	文章を書けば良いというものではない。こんな羅列誰も読まないし、参考にもできない。表にしたり時系列を図示化するなど、読み手にとって読みやすく、わかりやすい工夫をする必要がある。	ご指摘のとおり法令等を時系列で図示化しました。今後もわかりやすい表現となるよう、工夫してまいります。	1~3	有
7	障害者週間における啓発事業のように、市は個人や市民団体の要望・提案を受けながら様々な取組を実施してきたこと、今後も市民の提案を取り入れていくことを記述してほしい。	第2章「本市におけるこれまでの取組と課題」では、10年間で実施した主な取組の具体例とそこから見える課題を掲載しており、抽象的な内容や今後の方向性についての文言は該当箇所にそぐわないため記載していません。 しかしながら、P.40具体的施策②に「施策の立案等の場面で市民参画を推進する」旨を明記しており、今後も市民や市民団体の要望・提案に真摯に耳を傾け、施策を実施してまいります。	6	無
8	摂津市の取組の現状をよく知ることができた。	市の施策について広く知っていただけるよう、今後も引き続き、広報紙等の媒体にて情報発信を行ってまいります。	6	無
9	個人情報保護審議会が招集されたことを加えてほしい。	ご指摘のとおり追記します。	6	有

番号	ご意見の要旨	市の考え方	頁	修正
10	「外国市民」を「外国人市民」に。	ご指摘のとおり修正します。	8	有
11	横断的な支援を整えることを課題としたことから、今後庁内で問題意識の共有がはかられる取組となることを期待したい。	支援を必要とする市民が抱える多様で複合的な困難に対応するため、横断的な支援体制を整備する、重層的支援体制の整備に向けた取組を進めております。庁内各課や社会福祉協議会等の相談業務に携わる担当部局による担当者会議を継続して実施し、それぞれの部局が行っている支援制度について情報共有を行うとともに、課題解決に向けて共同で取り組む体制を整備します。	9	無
12	若年層の人権意識が比較的高いことから、学校教育が人間形成に与える影響の大きさを改めて感じた。	人格形成過程における教育の重要性に鑑み、引き続き様々な人権課題についての教育を実施してまいります。	12	無
13	日本国憲法、世界人権宣言の精神を計画の「基本理念」としたのがよい。	基本的人権の享受と尊厳・権利についての平等は、人権行政を推進していくうえで根幹となる精神であると考えています。	16	無
14	「地方自治体の役割は、『日本国憲法』が保障する権利を地域において具体化していくことです」という記述に共感した。	自治体の行う施策は憲法が保障している様々な権利を具体化したものであり、基本的人権の尊重、法の下での平等の精神にのっとり、市民の人権保障の観点から、引き続き人権行政を推進してまいります。	16	無
15	女子差別撤廃条約を批准した記述はあるが、権利侵害があったときに申請できるようにする選択議定書を日本は批准しておらず、条約が絵に描いた餅になってしまっている。選択議定書の批准を求める意見書が大阪府内全ての議会で採択されたことを明記すべき。	ご指摘のとおり追記します。	17	有
16	各人権課題の〈施策の方向性〉に関連計画が記載されているのがよいと思う。課題の解消を様々な観点から検討してほしい。	各人権課題については分野計画にのっとり施策を実施してまいります。しかしながら、複合的な困難を抱える場合や制度の狭間にある場合等、様々なケースを想定し、関係機関が横断的な支援体制を整備して課題解決に向けて取り組んでまいります。	18	無
17	今ある人権問題が、課題ごとにこれまでの法整備や現在の到達点が簡潔に述べられていていい。これを活用して、それぞれを具体的な対策につなげてほしい。	第6章5「体系と具体的施策」では、P.17～28に記載の内容を加味して記載しており、本計画にのっとり施策を実施してまいります。	17～28	無
18	P.6～15で摂津市の現状と課題について、これまでの取組とアンケート調査で明確にしている構成になっている。しかしながら、その後に計画の方向性を出す中で、「様々な人権課題」として現状と課題を述べており、抽象度が高くなっている。「①全体の現状と課題⇒②摂津市の現状と課題」になるはず。また、①全体の現状と課題の記載内容についても重複した内容が多く、読み手にとってうんざりする計画になっている。	抽象度についてはご指摘のとおりですが、「全体の現状と課題」内には個別の人権課題ごとに本市における施策の方向性を記載していることから、順序を入れ替えることで、市の取組の方向性を示した後に「摂津市の現状と課題」を記載してしまうことになるため、「課題の提示」⇒「市の取組の方向性」という順序としたく、現行のままとします。また、「全体の現状と課題」の記載内容については各項目の課題であることから、重複部分についても現行のままとします。	17～28	無
19	これからの10年で新しい人権課題が生まれても、柔軟に対応してほしい。	この10年間でも新型コロナウイルス感染症に起因する差別等新たな人権問題が生じており、啓発チラシを配布するなど市民理解増進のための取組を行っています。今後も社会状況を注視し、新たな人権問題が生じた際には迅速かつ的確に対応するよう努めます。	17～28	無
20	日本の教育システムは競争的で、子どもたちの様々な権利を侵害してストレスを生んでおり、適切に対応するよう国連から勧告されている。固定化した教育システムにしばられることなく、「児童の権利に関する条約」に定められている「教育の目的」に沿って、権利の主体として子どもが真にいきいきと学ぶ学校づくりをめざすことを明記してほしい。	学校の教育活動は、学習指導要領にのっとり行われており、「学習指導要領 特別活動」では、子どもが主体的に学校づくりをめざすことが明記されているため、現行のままとします。	18	無
21	学校に通うことだけをよいこととして、不登校の子どもにも問題があると決めつけないでほしい。多様な価値観が広がる社会で、登校しないことを選ぶ子どもの権利も尊重することを記述してほしい。	令和元年の文科省通知の中で、『不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするものではない』と明記されています。しかしながら、一方で『学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することを留意すること』とも明記されていることを踏まえ、現行のままとします。	18	無

番号	ご意見の要旨	市の考え方	頁	修正
22	高齢者が健康を維持して積極的な社会参加をするためには、地域の医療・公共交通の充実が不可欠であることを明記してほしい。	地域医療体制の整備、公共交通の確保・維持を追記します。	20	有
23	パートナーシップ制度は、大阪府内の自治体でも導入されている。国の法整備をただ待つのではなく、独立した地方自治体行政として「パートナーシップ制度の導入について検討する」としてほしい。	パートナーシップ制度は男女間での婚姻と同等の法的保障を受けられるものではなく、国が法整備を行うことで真に解決が図られる問題であると考えます。性の多様性について十分に理解が進んでいない状況であることから、まずは市民の理解増進を図る啓発等を実施し、国に対しても法整備を求めてまいります。	26	無
24	(13) 平和の<現状と課題>に、ロシアのウクライナ侵攻が記載されているが、新疆ウイグル自治区の人権侵害も重要な問題であるため入れてはどうか。	ご指摘のとおり、追記します。	27	有
25	生活保護利用者、引きこもり当事者の人権侵害についても記述してほしい。	様々な人権侵害については1つとして見過ごすことのできない重要な問題であると考えています。第3章3「様々な人権課題の現状と施策の方向性」では、法務省の定める啓発活動強調事項と人権保障の根幹となる平和についてのみ記載しています。	27	無
26	「第三者委員会によるハラスメント対応」を(2)の具体的施策⑤にあげてほしい。	現時点では第三者委員会の設置について検討段階ではないため、計画内容は現行のままとしますが、ハラスメント対応については中立・公平な立場での審議が求められることから、今後設置の是非について検討してまいります。	31	無
27	全体的に文字が多く読みづらい。P.6~8のように施策の方向ごとに色分けをして、読みやすくなった方がよい。	簡潔な表現となるよう文字数を減らし、施策の方向ごとに色分けを行いました。	31~41	有
28	子どもに対する人権教育だけでなく、学校・園や学童保育のカリキュラムやシステム自体による、子ども及び職員への人権侵害を防止することも記述してほしい。	学校等においては、人権の視点を踏まえて作成された学習指導要領等のとおり教育を行っていることから、現行のままとします。	33	無
29	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、性についての教育を学校・園で年齢に応じた形で進める、としてほしい。	未成年への性教育として、男女共同参画センターウィズせつ々の女性相談員が、全中学校においてデートDV出前講座を実施しており、その中で同意のない性行為は性的暴力であること等に言及しており、一部性教育の内容も含まれています。学校教育においては学習指導要領に沿った性教育を行っているため、本計画においては、学校・園での性教育には言及せず現行のままとします。	33	無
30	小学校からインターネット・リテラシーを学ぶ機会をつくることを記述してほしい。	ご指摘のとおり追記します。	33	有
31	具体的施策①②にもハラスメント根絶の取組を入れてほしい。	具体的施策①②には、自他の人権尊重や様々な人権課題の学習機会について記載しており、人権侵害であるハラスメントも包含していると認識しております。	33, 34	無
32	具体的施策④核兵器禁止条約の早期締結を求める署名の取組を継続することを明記してほしい。	第3章6「指標(KPI)」において、核兵器禁止条約の早期締結を求める署名数の目標値を掲げており、今後も継続して実施のうえ、毎年実施する進捗管理にて署名数を公表することとしていることから、具体的施策⑤には記載しません。	35	無
33	具体的施策⑤本計画の進捗状況を毎年広く市民に公表することを明記してほしい。	第1章5「進捗管理」にて、毎年施策の進捗管理を行い、広く市民に公表することを明記しており、内容が重複するため、具体的施策⑤には記載しません。	35	無
34	具体的施策⑤年齢階層ごとに人権問題の認知度が異なるという調査結果には、なるほどと思った。それぞれの年代によって啓発の内容を変えていくのは有効だろうと思う。	年齢階層ごとに人権問題の認知度が異なることと併せて、年代ごとに情報を得る主な手段も異なることから、紙媒体やインターネット媒体等、それぞれの年代に適した形での啓発を検討します。	35	無

番号	ご意見の要旨	市の考え方	頁	修正
35	学校や行政による人権侵害の視点が無い。庁内の相談機関や担当課のみで解決できないこともあり、それぞれの人権課題で、人権侵害に対応する第三者委員会を設置するとし、既にある委員会については、その名称を記述してほしい。	P.34の具体的施策③「職員・教職員・福祉関係者の育成」において、職員や教職員による人権侵害が起らないよう研修を実施する旨記載します。 庁内の相談機関や担当課のみで解決できない場合は、適宜大阪府や国、法務局、顧問弁護士等へ相談のうえ対応しており、それぞれの人権課題について第三者委員会を設置することは現時点で検討段階にないことから、記載しません。人権侵害に対応する第三者委員会としては「いじめ問題対策委員会」「いじめ問題再調査委員会」を設置していますが、現行案に記載の「専門機関」に含まれることから、現行のままとします。	36	有
36	「情報化社会の進展に応じた個人情報の保護・管理」という表現は、情報化社会の要請や新しいルールにより、厳重であるはずの個人情報の保護・管理をゆるめるような印象を受ける。国・府・市には市民の膨大な個人情報を保護・管理する責務があることは、社会がどう変化しても変わらない。「情報化社会が進進したが、市民の人権擁護の視点で個人情報の保護・管理をより徹底します。」としてほしい。	個人情報の保護・管理を緩める可能性があることを意図しての表記ではありませんが、捉え方によってはご指摘のように受け取られる可能性もあることから、「情報化社会の進展に応じた」という文言を削除します。	37	有
37	「やさしい日本語表記」を「外国語表記」としてほしい。	令和3年度に策定した「外国人市民へのわかりやすい情報提供ガイドライン」の第7章に基づいて、今後各施設の新設や修繕の際には、屋外に設置している施設名の表記など主要公共施設のサインを日本語表記のほかに、ひらがな及び汎用性の高い英語を併記させることとします。	38	有
38	2013年の計画P.25「公共施設などの外国語表記、～外国語のパンフレットの作成に努めます」との取組が削除されたのは残念。本計画案P8で示された「ガイドライン」に留まらず、各種制度やごみの出し方など、生活に必要な情報を各国語でまとめたハンドブックを作成する、としてほしい。	市ホームページや市役所内の案内システムにおいては、システムによる自動翻訳や多言語表記を行っています。各種制度等やとりわけ生命に直結する災害や医療に関する情報については大阪府等が作成した多言語パンフレットを活用するなど、外国人市民が母語で必要な情報を得られるよう、情報提供に努めてまいります。	38	無
39	KPIとして「人権擁護委員による人権教室の実施回数」が目標値というのは絶対に違う。実施機関のさじ加減でやるかどうかであり、あくまで手段である。この手段によってどのようにしたいのかを図る指標を設けるべき。	人権擁護委員による人権教室は現時点でも学校に要請し開催しているところであり、当課の要請のみで実施回数を増加できるものではなく、学校現場及び人権擁護委員の理解と協力が必要不可欠です。人権教室は人権意識の向上を目的としていますが、意識改善を数値として測ることは難しいのが現状です。 そのため、ご指摘のとおり人権教室の実施はあくまで手段ではありますが、人権意識の向上をめざしたいとの考えから、KPIは現行のままとします。	41	無